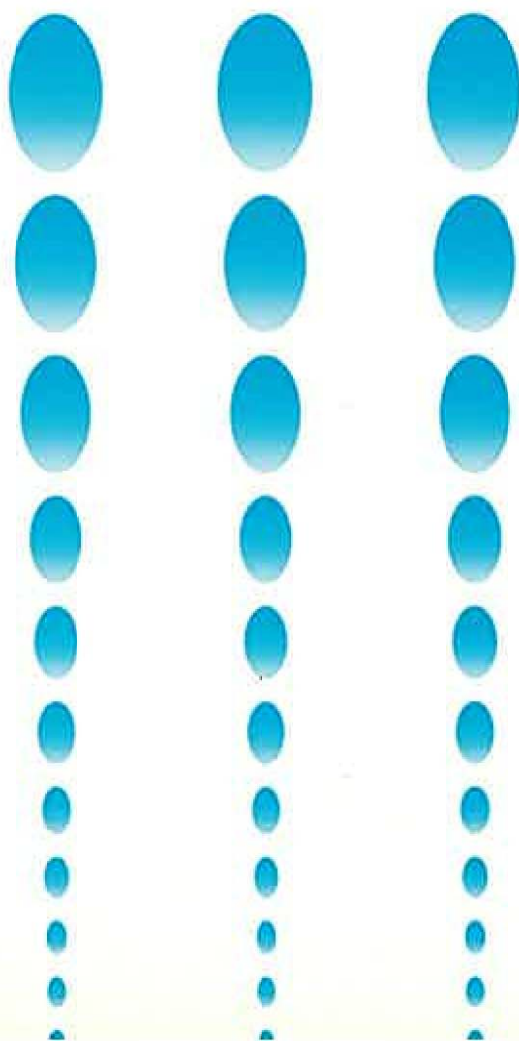


ひとりでごっっそり読む
これからの経営戦略

財務体質健全化プラン

この一冊で融資を受けやすい
会社に生まれ変わります



はじめに

日本経済は今や危機的状況に陥っています。とくに中小企業のオーナーの方々にとっては、日夜気の安まることのない毎日をお越しの事と思います。

こんな時こそ企業の財務内容を健全化しいざという時に借入れをできる財務体質にしておくことが重要だと考えます。

そこで我々が実務上、実際にやっている簡単でしかも効果のある方法をこの小冊子で紹介することにしました。

該当する企業におかれましては、ぜひ実行されて少しでも財務内容を健全化しておくことをお勧め致します。

編著者



目 次

- I. オーナーの会社への貸付金の債権放棄について

- II. オーナーの会社への貸付金（会社の借入金）
の資本組入れ（デット・エクイティ・スワップ）について
 - （1）財務体質健全化に与える効果
 - （2）シミュレーション
 - （3）実務上の問題点
 - （4）税務上の問題点

- III. 生命保険を利用した「役員仮払金清算プラン」について
 - （1）役員仮払金の問題点
 - （2）役員仮払金清算の対策としての生命保険とその方法
 - （3）具体例
 - （4）具体例に見られる効果

I. オーナーの会社への貸付金の 債権放棄について

資金繰りが苦しい会社においては金融機関借入金を返済するため、オーナーが会社に対して資金貸付を行っているケースが散見されますが、この場合次の問題があります。

- ① 役員報酬から所得税を納付した残金を会社に還元する結果となり、所得税分が不必要な資金流出となっている
- ② 貸付金は、会社が苦しくても額面通り評価され相続税の対象となる。こうした場合、役員報酬を大幅に減額し会社の収益力を高めると同時に、報酬減額分を財源としてオーナーの貸付金を返済するよう変更することが望まれます。余分の所得税を支払う必要がなくなると共に、社会保険料負担が会社・個人共軽くなるメリットがあります。この場合、通常社会保険に継続加入するため最低限の報酬を残すことが実務的です。

以上の対策では会社体力強化が不十分な場合、オーナーの債権を放棄することを検討することとなります。この場合には、債権放棄後の事業計画を検討しておく必要があります。また、債権放棄により会社が計上する雑収入を相殺できる損失計上（税務上の繰越欠損金控除含む）ができなければ法人税課税の問題が生じることも留意しておく必要があります。また金額によっては、留保金課税が生じることがあります。

そこでこの「債権放棄」では法人税課税の問題がある場合においては、次の借入金の資本組入れ（デット・エクイティ・スワップ）を検討することになります。

Ⅱ. オーナーの会社への貸付金（会社の借入金） の資本組入れ（デット・エクイティ・スワップDES）について

（１）財務体質健全化に与える効果

会社の「総資本」は「他人資本」と「自己資本」から構成されている。他人資本とは、貸借対照表の「負債の部合計」であり、自己資本とは、「資本の部合計」である。

自己資本は、返済義務がなく無利子であるので、総資本に占める自己資本の比率が高いほど、財務体質は健全である。

この総資本に占める自己資本の比率を「自己資本比率」という。

自己資本比率が高いほどよいのは言うまでもない。一般的には、30%以上必要だといわれている。しかし、中小企業の黒字企業でも、20%台といわれている。

銀行については、自己資本比率は、金融当局が早期是正措置などを発動する基準となり、経営健全性示す指標として最重要視されている。

自己資本比率を高めるためには、「総資産」を一定とすれば、「負債」を減少するか、又は、「資本」を増加すればよい。

そこで、借入金の資本組入れを行えば「負債の減少」と「資本の増加」とが同時に行われるので、自己資本比率を飛躍的に高めることができる。



(2) シミュレーション

図表－1の貸借対照表のように、総資本が1億円（他人資本8,000万円＋自己資本2,000万円）で「負債（他人資本）」が「借入金」の8,000万円のみで、社長からの「借入金」の2,000万円につき、500万円ずつ4回に分けて「借入金の資本組入れ」を行ったとする。

資本組入れ前は、自己資本比率が20%（自己資本2,000万円÷総資本1億円）であった。

社長からの借入金2,000万円につき資本組入れを行ったことにより、自己資本が2,000万円増加し、4,000万円になった。他人資本（負債）は、2,000万円減少し、6,000万円になった。

図表－2の貸借対照表のように、資本組入れ後の自己資本比率は、40%（自己資本4,000万円÷総資本1億円）になる。

図表－1 借入金の資本組入れ前

資産 100% 1億円	借入金 80% 8,000万円

図表－2 借入金の資本組入れ後

資産 100% 1億円	借入金 60% 6,000万円

(3) 実務上の問題点

① 検査役の調査について

デット・エクイティ・スワップは、理論的には貸付金たる「資産」を会社に現物出資し、新株を発行するという理論構成である。

商法上、現物出資については、「資本充実の原則」から、原則として、裁判所が選任した検査役の調査が必要とされている（商法280ノ8①本文）。

しかし、「現物出資の目的たる財産」が500万円以下であれば、裁判所が選任した検査役の調査は必要がない（商法280ノ8①但し書）。

従って、500万円超の借入金の資本組入れをするにはどうすればいいかという問題点がある。これに対応するには、次のような方法がある。

イ. 資本組入れの分割実行

「現物出資の目的たる財産の価格の総額」（新株の発行価額総額）が500万円以下か否かの判定は、1回の新株発行手続ごとにするので、「現物出資資産の価格」が500万円を超える場合には、何回かに分けて、「現物出資の目的たる財産の価格の総額」が500万円以下になるように現物出資をすればよい。

例えば、1回の新株発行手続において、社長が価格（債権金額）500万円の「会社に対する貸付金債権」、社長の妻が価格（債権金額）500万円の「会社に対する貸付金債権」をそれぞれ現物出資した場合には、「すべての現物出資資産」の「現物出資の目的たる財産の価格（新株の発行価額総額）の総額」が1,000万円（社長500万円＋社長の妻500万円）であるので、裁判所が選任した検査役による調査が必要である。

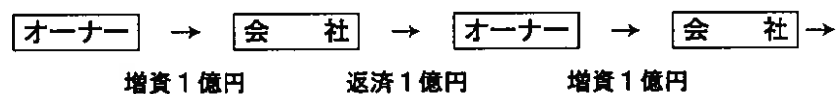
この場合には、社長の500万円の現物出資と社長の妻の500万円の現物出資とを同一の新株発行手続としないで、別個の新株発行手続とすれば、裁判所が選任した検査役による調査が不要になる。

ロ. 払込増資の分割実行

前記の方法では、オーナーからの借入が多額となった場合には、何十回・何百回と分割増資実行しなければならず現実的には不可能である。

(例えばオーナーよりの貸付金が10億円の場合は200回500万円ずつの増資を繰り返すか、検査役の選任をしなければなりません)

そこでオーナーの手持資金例えば1億円を払込み増資資金に充当し、その後すぐに1億円返済します。それを繰り返すことにより、結果的に借入金を資本に振り替えることが可能となります。図解すると下記のようになります。



この場合の留意点は資本金が大きくなりすぎ、国税局の調査対象法人となりますので「減資」を検討する必要があります。

② 資本組入れの対象とする金銭債権の特定

金銭消費貸借契約（借入れ）及びその弁済（返済）が繰り返された場合には、個々の金銭債権を発生原因日付で特定することが不可能に近い。その場合の「金銭債権」をどう特定するかが問題である。

例えば、「社長借入金」勘定の10月30日現在の借入金残高が900万円であることは明らかであるが、発生原因日付で特定することは不可能に近い場合がある。

このような場合には、次のようにする。

「社長借入金」勘定の残高900万円を11月1日に、いったん全額返済し、同日付けで、借入金の資本組入れがしやすいように、新規に500万円・400万円・2口の借入れを起こす。実際は、会計帳簿上の記帳のみで、現金のやり取りの必要はない。

こうすれば、500万円・400万円の2口の借入金は、それぞれ「11月1日付け『金銭消費貸借契約』に基づく、債権金額500万円の金銭債権」・「11月1日付け『金銭消費貸借契約』に基づく、債権金額400万円の金銭債権」になる。

このように、「借換え」ができる理論的根拠は、消費貸借契約の要物性が緩和されていること及び諾成的消費貸借契約も無名契約として存在していることである。



(4) 税務上の問題点

借入金の資本組入れは現物出資であり、現物出資資産が500万円以下の貸付金債権などの「会社に対する金銭債権」である。「会社に対する貸付金債権などの金銭債権」は、通常は含み益も含み損も有しないので、所得税が課税される心配はない。

また、「現物出資による新株発行」の場合も「現物出資による新株発行」の場合と同様に、「新株の発行価額」と「新株発行直前の旧株の時価（1株当たりの純資産価額）」とが一致しない場合、つまり、「時価発行」でない場合には、新株と旧株との間で経済的価値が移動する。

例えば、新株の発行価額が5万円、新株発行直前の旧株1株の時価が9万円で、新株発行直後の新株・旧株1株の時価が7万円の場合には、旧株から新株へ1株当たり2万円の経済的価値が移動したことになる。

従って、同族会社において、新株発行の前後で持株比率が変動する場合には、「みなし贈与」の問題が発生する。

みなし贈与の問題が起こらないようにするには、時価発行にするか、新株発行の前後で持株比率を変動させなければよい。



Ⅲ. 生命保険を利用しての 役員仮払金清算プランについて

(1) 役員仮払金の問題点

帳簿上、貸付金^①か仮払金として処理されることの多い役員への貸付金は、ややもすれば返済が滞留しがちです。この間、税務上認定利息^②が発生する為、返済者である役員は、増加していく利息分を含めて支払い続け、法人は利息^③に対して法人税を負担することになります。

このまま勇退時までこの状況が続くと、役員は退職金で清算せざるをえません。万一死亡事故^④が発生すれば、その死亡退職金で仮払金清算をする事になり、遺族へ弔慰金を支払えなくなることさえ予想されます。

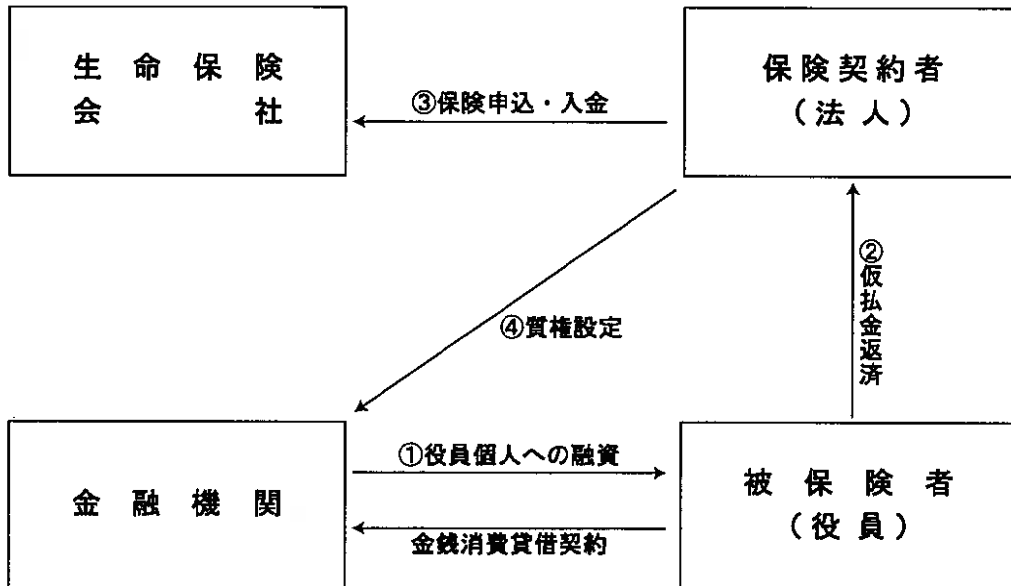
- ① 金融機関は、この勘定を「換金性のない資産」と評価し、企業が融資を申し込む時に金融機関側の懸案事項となることがあります。
- ② 認定利息とは、仮払金に係る利息の事で、その利率は、法定利息を目安に定められます。
- ③ 利息は雑収入として計上されます。
- ④ 死亡事故は予測のできない事態であり、事故への対応は急を要する事です。

(2) 役員仮払金清算の対策としての生命保険とその方法

「不測の死亡事故」に対して生命保険の加入が有効であるのはご高承の通りで、^{④の解消}終身保険であれば、不動産のように将来に向かって金額が下がる不安もなく、年々解約払戻金は増加していく為、勇退の時の退職金原資ともなります。さらに終身保険は安定した換金性のある資産としてみなされ、^{①の解消}帳簿の健全性が高められます。

< 方法 >

- ① 仮払金を持つ役員が個人的に金融機関より融資を受けます。
- ② ①の融資に仮払金を清算よりします。^{②③の解消}
- ③ 法人は清算された仮払金相当額を払込保険料とする終身保険（短期払）に役員を被保険者として加入します。
- ④ 金融機関は役員への融資の担保として、②で加入した保険に法人を連帯保証人として質権を設定します。



(3) 具体例

いま40才の男性が1,000万円の仮払金を清算するために、約1,000万円の終身保険（短期払）に加入したとすればその後の返戻金は、下図のとおりです。

(平成13年10月現在)

保険種類	型	保険期間	払込期間	保険金額 (給付日額)	年払保険料
終身保険	本人型	終身	5年	1,620万円	2,014,648円

4回前納	保険料合計 前納保険料	2,014,648円 8,018,299円
契約時払込み保険料合計		10,032,947円

経過年別 既払込保険料／解約払戻金／未経過保険料 対照表

金額単位：単位

経過年数	年齢	保険金額 (万円)	払込保険料 累計	解約 払戻金	未経過 保険料	解約時 払戻金	* 残債	差引手取額	死亡時受取 手取額
1	41	1,620	10,032,947	1,622,592	8,034,416	9,657,008	9,129,365	527,643	15,105,227
2	42	1,620	10,032,947	3,573,558	6,031,856	9,605,414	8,232,248	1,373,166	13,999,608
3	43	1,620	10,032,947	5,561,460	4,025,266	9,586,726	7,307,845	2,278,881	12,917,421
4	44	1,620	10,032,947	7,588,566	2,014,648	9,603,214	6,355,325	3,247,889	11,859,323
5	45	1,620	10,032,947	9,656,334	0	9,656,334	5,373,833	4,282,501	10,826,167
6	46	1,620	10,032,947	9,790,146	0	9,790,146	4,362,488	5,427,658	11,837,512
7	47	1,620	10,032,947	9,925,578	0	9,925,578	3,320,383	6,605,195	12,879,617
8	48	1,620	10,032,947	10,062,468	0	10,062,468	2,246,580	7,815,888	13,953,420
9	49	1,620	10,032,947	10,200,492	0	10,200,492	1,140,117	9,060,375	15,059,883
10	50	1,620	10,032,947	10,339,812	0	10,339,812	0	10,339,812	16,200,000
11	51	1,620	10,032,947	10,480,428	0	10,480,428	0	10,480,428	16,200,000
12	52	1,620	10,032,947	10,621,854	0	10,621,854	0	10,621,854	16,200,000
13	53	1,620	10,032,947	10,763,928	0	10,763,928	0	10,763,928	16,200,000
14	54	1,620	10,032,947	10,906,650	0	10,906,650	0	10,906,650	16,200,000
15	55	1,620	10,032,947	11,049,534	0	11,049,534	0	11,049,534	16,200,000
16	56	1,620	10,032,947	11,192,418	0	11,192,418	0	11,192,418	16,200,000
17	57	1,620	10,032,947	11,334,978	0	11,334,978	0	11,334,978	16,200,000
18	58	1,620	10,032,947	11,477,376	0	11,477,376	0	11,477,376	16,200,000
19	59	1,620	10,032,947	11,619,612	0	11,619,612	0	11,619,612	16,200,000
20	60	1,620	10,032,947	11,762,172	0	11,762,172	0	11,762,172	16,200,000

*1,000万円を利率3%で10年の元利均等で借入れた場合の残債(月々の返済額は、96,561円)

(4) 具体例に見られる効果

1. 貸借対照表

資産の部から仮払金・未収入金の項目が消え、保険料積立金に置き換わります。

B/S		B/S
仮払金・未収入金 1,000万円	⇒	保険料積立金 1,000万円

2. 認定利息

認定利息が発生しないため、これにかかる法人税の負担もなくなります。

3. 生命保険による保障

借入金を上回る保険金1,620万円が付保されるので、死亡事故が発生した場合にも借入金は清算、弔慰金の確保も可能です。なお、前納期間中に死亡事故が発生した場合には保険金に未経過保険料が加算されます。

4. 退職資金の蓄積

役員の返済が終了すると、終身保険の解約払戻金は将来の退職慰労金の原資として利用できます。

例えば、60才では1,176万円の解約返戻金を得られます。



■ 編著者紹介

あらゆる税務業務・会計業務・監査業務・コンサルタント業務に対して25年の豊富な経験とノウハウにより依頼者を強力にサポート。

苛酷な相続税緩和問題では、全国紙での度重なる主張や、テレビ番組での数度のゲストコメンテーターぶりが話題を呼ぶ。

著書（共著含む）

相続・贈与対策と税務マニュアル、不動産有効活用の実務と対策（編集代表）、公益法人の運営と会計・税務他 講演実績多数

埼玉県行田生まれ 早大商学部卒

財務体質健全化プラン

2002年1月1日 初版発行

編著者 公認会計士・税理士 渡辺 俊之
〒108-0014
東京都港区芝4-4-5
三田KMビル2F
TEL 03-3455-6666 FAX 03-3455-7777

発行者 渡辺公認会計士税理士事務所

落丁・乱丁はおとりかえします。 禁無断転載